福島県報

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

目次

福島県企業局
○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程　一
○福島県工業用水道事業に係る建設仮勘定の科目の細目を定めた件の一部を改正する件　八七
○福島県地域開発事業に係る分譲資産仮勘定の科目の細目を定めた件の一部を改正する件　八七

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年３月28日

福島県知事　佐　藤　雄　平

福島県企業局管理規程第２号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第８号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３節　たな卸（第113条―第117条）」を「第３節　たな卸（第113条―第117条）
第４節　評価（第117条の２）」に、「第５節　減価償却（第147条―第148条の２）」を「第５節　減価償却（第147条―第148条の２）
第６節　減損会計（第148条の３）」に、「第９章　分譲資産（第149条―第154条）」を「第９章　分譲資産（第149条―第154条）
第10章　引当金（第154条の２―第154条の５）
第11章　報告セグメント（第154条の６・第154条の７）」に、「第10章」を「第12章」に、「第11章」を「第13章」に、「第12章」を「第14章」に、「第12章の２」を「第15章」に、「第13章」を「第16章」に改める。

第２条に次の４号を加える。

⒁　低価法　たな卸資産について、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低いもの（重要性の乏しいものを除く。）は、事業年度末日における時価を帳簿価額とする方法

⒂　切放法　時価による評価の切り下げを行つた場合、評価前の価額に戻さず、その時価をもつて取得価額とみなす方法

⒃　簡便法　退職給付引当金の計上において、当該事業年度の末日において企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法

⑰　間接法　予定キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書の作成において、当年度純利益に非資金損益項目、営業活動に係る資産及び資産の増減等を表示する方法

第４条に次の１項を加える。

３　出納員は、善良な管理者の注意をもつて、現金その他の資産を取り扱わなければならない。

第７条第２項の表２の項中「旅費」の次に「、諸謝金」を加え、同表３の項中「備消耗品費」を「備消品費」に、「所管替え」を「所管換え、会計換え」に改める。

第８条第１項の表４の項中「手当等」の次に「、賞与引当金繰入額」を、「報酬」の次に「、法定福利費、法定福利費引当金繰入額、退職給付費」を、「旅費」の次に「、諸謝金」を加え、「備消耗品費」を「備消品費」に改め、「修繕費」の次に「、修繕引当金繰入額、特別修繕引当金繰入額」を、「公租公課」の次に「、貸倒引当金繰入額、その他引当金繰入額」を加える。

第14条の表を次のように改める。

会計帳簿を備える者	会計帳簿の名称
出納員	総勘定元帳 現預金出納簿 経過勘定管理表 投資有価証券整理簿 預り金整理簿 預り有価証券整理簿 収納状況整理簿 支出負担行為未払一覧 小切手償還整理簿 たな卸資産整理簿 物品出納簿 支払依頼確認書兼支払方法別明細書
課長	固定資産台帳 固定資産使用許可簿 建設仮勘定台帳 工事台帳（経営企画課長を除く。） 分譲資産台帳（販売推進課長に限る。） 分譲資産使用許可簿（販売推進課長に限る。） 企業債（借入金）台帳
事業所長	固定資産台帳 建設仮勘定台帳 分譲資産台帳 固定資産使用許可簿 分譲資産使用許可簿 工事台帳
資金前渡経理者	前渡資金経理簿

第14条の２第２項第２号中「試算表」を「合計残高試算表」に改める。

第20条第３項中「振替内訳書」を「振替伝票内訳書（集合）」に改め、同条第４項中「収入内訳書」を「収入伝票内訳書（集合）」に改める。

第24条中「前４条」を「第20条から前条まで」に改める。

第35条第２項中「、「収入内訳書」とあるのは「戻入内訳書」」を削り、同条第５項中「前８条」を「第27条から前条まで」に改める。

第37条中「関係の会計帳簿を整理」を「事項を出納員に通知」に改め、同条に次の１項を加える。

２　出納員は、前項の規定による通知を受けたときは、関係の会計帳簿を整理しなければならない。

第39条第２項中「税外収入滞納処分職員証」の次に「（福島県税条例施行規則（昭和29年福島県規則第61号）第１号様式に準ずる。）」を加え、同条第３項中「とろうとする」を「執ろうとする」に改め、同条に次の１項を加える。

５　出納員は、前項の規定による通知があつたときは、収納状況整理簿に保証人に納入通知書を発した旨を記載しておかなければならない。

第42条中「手続きをとる等の」を「手続を執る等の措置を講じる」に改める。

第44条に次の１項を加える。

３　出納員は、前項の規定により振替伝票の送付を受けたときは、関係する会計帳簿を整理しなければならない。

第45条に次の１項を加える。

３　出納員は、前項の規定により振替伝票の送付を受けたときは、関係する会計帳簿を整理しなければならない。

第46条第３項中「振替内訳書」を「振替伝票内訳書（集合）」に改め、同条第４項中「支出内訳書」を「支払内訳書」に、「支出分割調書」を「支出伝票内訳書（集合）」に改める。

第50条第１号中「手当等」の次に「、賞与引当金繰入額」を、「賃金」の次に「、法定福利費、法定福利費引当金繰入額、退職給付費、諸謝金」を加える。

第57条の見出しを「（小切手等の再発行）」に改め、同条に次の１項を加える。

２　出納員は、債権者から第82条第２項の規定による証明を添えて支払証の再発行の請求を受けたときはこれを調査し、再発行すべきものと認めるときは再発行である旨を表示した支払証を交付するとともに、関係の出納取扱金融機関に対しその旨を通知しなければならない。

第58条に見出しとして「（口座振替の方法によることができる金融機関で管理者が定めるもの）」を付する。

第65条第２項中「第３条第２項各号」を「第３条第３項各号」に改める。

第66条第１項及び第３項中「前渡資金精算書又は概算払清算書」を「前渡資金（概算払）精算書」に改める。

第70条に次の１項を加える。

２　出納員は、前項の規定により振替伝票の送付を受けたときは、関係の会計帳簿を整理しなければならない。

第82条第２項中「小切手」の次に「又は支払証」を加える。

第115条中「職員をして」を「管理者の指定するたな卸資産の受払に関係のない職員を」に改める。

第６章に次の１節を加える。

第４節　評価

（たな卸資産の評価）

第117条の２　たな卸資産の評価は、先入先出法によるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、たな卸資産の評価が取得価額より下落した場合には、低価法により時価をもつて貸借対照表価額とする。この場合において、再調達原価による切放法を適用するものとし、評価については、管理者が別に定めるものとする。

第122条第１項第１号に次のように加える。

ア　土地

イ　立木

ウ　建物

エ　構築物

オ　機械及び装置

カ　車両運搬具

キ　工具、器具及び備品（耐用年数が１年以上で、かつ、取得価額が10万円以上のものに限る。）

ク　船舶

ケ　リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「施行規則」という。）第55条の規定により通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行う物件を除く。）であつて、当該リース物件がアからクまでに掲げるものである場合に限る。）

コ　建設仮勘定（ウからクまでに掲げる資産であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額（事務費を含む。）及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

サ　有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

第122条第１項第２号に次のように加える。
ア　水利権
イ　借地権
ウ　地上権
エ　特許権
オ　施設利用権
カ　リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（施行規則第55条の規定により通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行う物件を除く。）であつて、当該リース物件がイからオまでに掲げるものである場合に限る。）
キ　その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの
第122条第１項第３号中「投資」の次に「その他の資産」を加え、同号に次のように加える。
ア　投資有価証券
イ　出資金
ウ　長期貸付金
エ　基金
オ　その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
カ　有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産
第122条第１項第４号及び同条第２項から第５項までを削る。
第127条第３号中「無償で譲り受けた」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。
第128条の次に次の１条を加える。
（交換）
第128条の２　固定資産の交換の申込みをしようとする者があるときは、固定資産交換申請書を提出させなければならない。
２　前項の固定資産交換申請書には、その附属書類として、次に掲げる書類を添えなければならない。
⑴　交換により取得しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにする書類
⑵　交換により提供しようとする固定資産の図面
⑶　交換契約書案
３　固定資産を交換しようとするときは、固定資産譲渡（撤去・廃棄・交換）決定書により、これを決定しなければならない。この場合において、当該固定資産譲渡（撤去・廃棄・交換）決定書には、固定資産交換明細書を添付しなければならない。
４　交換により取得しようとする固定資産の取得後の手続については、第133条の規定を準用する。
第133条中「ときは」の次に「、振替伝票を発行し、これを出納員に送付するとともに」を加え、同条に次の１項を加える。
２　出納員は、前項の規定により振替伝票の送付があつたときは、関係の会計帳簿を整理しなければならない。
第142条の２の見出しを「（廃棄等）」に改め、同条第１項中「固定資産を」の次に「撤去し、又は」を加え、「固定資産譲渡（」の次に「撤去・」を加える。
第143条及び第144条を次のように改める。
第143条及び**第144条**　削除
第146条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条中「があつた」を「をした」に、「関係の会計帳簿」を「収入伝票又は振替伝票を発行し、これを出納員に送付するとともに、固定資産台帳」に改め、同条に次の２項を加える。
２　固定資産管理権者は、固定資産の撤去若しくは廃棄又は用途廃止に伴い発生した物品について、これを再使用できるものと不用となり、又は使用に耐えなくなつたものとに区分し、これらをたな卸資産に振り替えるため、振替伝票を発行し、これを出納員に送付しなければならない。
３　出納員は、前２項の規定により振替伝票の送付があつたときは、関係の会計帳簿を整理しなければならない。
第148条中「地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「総理府令」という。）」を「施行規則」に改める。
第８章に次の１節を加える。
第６節　減損会計
（固定資産の減損会計）

第148条の３　固定資産の減損会計の取扱いについては、管理者が別に定める。

第149条の見出し中「の範囲」を削り、同条の次に次の１条を加える。

（分譲資産仮勘定）

第149条の２　分譲資産仮勘定とは、分譲資産に必要な土地の取得に要した経費及び分譲資産の建設が完了するまでに要した経費を計算整理する勘定をいう。

第152条第１項第３号中「無償」を「譲与、贈与その他無償」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第153条を次のように改める。

（分譲資産及び分譲資産仮勘定の評価）

第153条　分譲資産及び分譲資産仮勘定の評価は、個別法によるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、分譲資産及び分譲資産仮勘定の評価が取得価額より下落した場合には、低価法により時価をもつて貸借対照表価額とする。この場合において、評価方法については、管理者が別に定める。

第230条第５号中「振替内訳書」を「振替伝票内訳書」に改め、同条中第６号から第15号までを次のように改める。

⑹　前渡資金経理簿　第13号様式

⑺　収納状況整理簿　第14号様式

⑻　現預金出納簿　第14号様式の２

⑼　経過勘定管理表　第14号様式の３

⑽　投資有価証券整理簿　第14号様式の４

⑾　預り有価証券整理簿　第15号様式

⑿　支出負担行為未払一覧　第15号様式の２

⒀　小切手償還整理簿　第15号様式の３

⒁　たな卸資産整理簿　第15号様式の４

⒂　物品出納簿　第16号様式

第230条中第16号から第18号までを削り、第19号を第16号とし、第20号を削り、第21号を第17号とし、同号の次に次の１号を加える。

⒅　建設仮勘定台帳　第20号様式の２

第230条中第22号を第19号とし、第23号を削り、第24号を第20号とし、第25号を削り、第26号を第21号とし、同号の次に次の１号を加える。

㉒　企業債（借入金）台帳

第230条第27号及び第28号を削り、同条第29号中「収入内訳書」を「収入伝票内訳書（集合）」に改め、同号を同条第23号とし、同条第30号中「戻入伝票」を「収入伝票（戻入）」に改め、同号を同条第24号とし、同条第31号を削り、同条第32号中「支出分割調書」を「支出伝票内訳書（集合）」に改め、同号を同条第25号とし、同条第33号中「戻出伝票」を「支出伝票（還付）」に改め、同号を同条第26号とし、同条第34号を同条第27号とし、同条第35号から第39号までを７号ずつ繰り上げ、同条第40号及び第41号を削り、同条第42号を同条第33号とし、同条第43号から第45号までを９号ずつ繰り上げ、同条第46号及び第47号を削り、同条第48号中「前途資金精算書」を「前途資金（概算払）精算書」に改め、同号を同条第37号とし、同条第49号を削り、同条第50号を同条第38号とし、同条第51号を同条第39号とし、同条第52号及び第53号を削り、同条第54号を同条第40号とし、同条第55号から第58号までを14号ずつ繰り上げ、同条第59号及び第60号を削り、同条第61号を同条第45号とし、同条第62号中「棚卸実地報告書」を「たな卸実地報告書」に改め、同号を同条第46号とし、同条第63号を同条第47号とし、同条第64号から第77号までを16号ずつ繰り上げ、同条第78号から第80号までを削り、同条第81号を同条第62号とし、同条第82号から第86号までを19号ずつ繰り上げ、同条第87号中「総理府令別表第９号」を「施行規則別記第８号」に改め、同号を同条第68号とし、同条第88号中「総理府令別表第８号の５」を「施行規則別記第６号」に改め、同号を同条第69号とし、同条第89号中「総理府令別表第８号の６」を「施行規則別記第７号」に改め、同号を同条第70号とし、同条第90号中「試算表　総理府令別表第19号」を「合計残高試算表　施行規則別記第19号」に改め、同号を同条第71号とし、同条第91号を削り、同条第92号中「総理府令別表第10号」を「施行規則別記第９号」に改め、同号を同条第72号とし、同条第93号中「総理府令別表第11号」を「施行規則別記第10号」に改め、同号を同条第73号とし、同条第94号中「総理府令別表第14号」を「施行規則別記第13号」に改め、同号を同条第74号とし、同条第95号中「総理府令別表第12号」を「施行規則別記第11号」に改め、同号を同条第75号とし、同条第96号中「総理府令別表第12号」を「施行規則別記第11号」に改め、同号を同条第76号とし、同条第97号中「総理府令別表第13号」を「施行規則別記第12号」に改め、同号を同条第77号とし、同条第98号中「総理府令別表第13

号」を「施行規則別記第12号」に改め、同号を同条第78号とし、同条第99号中「総理府令別表第15号」を「施行規則別記第14号」に改め、同号を同条第79号とし、同号の次に次の１号を加える。

(80) キャッシュ・フロー計算書　施行規則別記第15号による。

第230条第100号中「総理府令別表第16号」を「施行規則別記第16号」に改め、同号を同条第81号とし、同条第101号中「総理府令別表第17号」を「施行規則別記第17号」に改め、同号を同条第82号とし、同条第102号中「総理府令別表第18号」を「施行規則別記第18号」に改め、同号を同条第83号とし、同条第103号を同条第84号とし、同条第104号から第116号までを19号ずつ繰り上げる。

第13章を第16章とする。

第12章の２を第15章とする。

第176条第２項中「第13号」を「第14号」に改める。

第179条第１項中第14号を第16号とし、第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号の次に次の２号を加える。

(12)　法令等に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

(13)　財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

第185条中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

第204条第１項中「物又は」を「物件又は」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第２項中「当該物」を「当該物件」に改める。

第216条中「地方自治法施行令第167条の２第１項第１号」を「施行令第21条の14第１項第１号」に改める。

第216条の２中「地方自治法施行令第167条の２第１項」を「施行令第21条の14第１項」に改める。

第221条中第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　検査員は、地方自治法施行令第167条の15第３項の規定に該当するものについては、第１項の規定による検査の一部を省略することができる。この場合において、検査員は、第３項の工事等検査調書又は検査調書にその旨を記載しなければならない。

第221条の２第１項及び第２項中「第５項」を「第６項」に改める。

第222条第３項中「第５項」を「第６項」に改め、同条第６項中「第６項」を「第７項」に改める。

第12章を第14章とする。

第171条第１項第１号中「棚卸資産の年度末整理」を「実地たな卸に基づくたな卸資産修正」に改め、同項第３号中「繰延勘定」を「繰延収益」に改め、同項第５号中「経過勘定の年度末」を「未払費用等の経過勘定に関する」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号を同項第５号とし、同項第３号の次に次の１号を加える。

(4)　資産の評価

第173条の見出し中「書類」を「書類等」に改め、同条各号列記以外の部分中後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュ･フロー計算書の作成方法は予定キャッシュ･フロー計算書と同じ方法によるものとする。

第173条中第９号を第10号とし、第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

(7)　キャッシュ･フロー計算書

第173条に次の１号を加える。

(11)　継続費精算報告書

第11章を第13章とする。

第155条の２第３号中「計算書及び予定貸借対照表」を削る。

第156条第２項に後段として次のように加える。

この場合において、施行令第17条の２第１項各号に掲げる書類のうち予定キャッシュ･フロー計算書の作成方法は、間接法によるものとする。

第157条中「前３条」を「第155条及び前条」に改める。

第164条に次の１項を加える。

３　経営企画課長は、第１項の規定により管理者の承認を受けて予算超過の支出を行つたときは、その旨を文書で知事に報告しなければならない。

第167条の見出し中「等」を削り、同条中「とともに、継続費精算報告書を作成し、５月20日までに、これを管理者に提出しなければならない」を削る。

第10章を第12章とし、第９章の次に次の２章を加える。

第10章　引当金

（退職給付引当金の計上方法）

第154条の２　退職給付引当金の計上は、簡便法によるものとする。

（賞与引当金及び法定福利費引当金の計上方法）

第154条の３　賞与引当金の計上は、翌事業年度に支払うことが予定されている期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち、当該事業年度の負担相当額とする。

２　法定福利費引当金の計上は、翌事業年度に支払うことが予定されている期末手当及び勤勉手当に伴う法定福利費の支給見込額のうち、当該事業年度の負担相当額とする。

（貸倒引当金の計上方法）

第154条の４　貸倒引当金の計上は、管理者が別に定める計上方法によるものとする。

（その他引当金の計上方法）

第154条の５　第154条の２から第154条の４までの規定による引当金以外の引当金の計上は、管理者が必要と認めた場合に行うものとし、当該引当金の計上方法については、必要に応じて管理者が別に定めるものとする。

第11章　報告セグメント

（工業用水道事業の報告セグメント区分）

第154条の６　福島県企業局工業用水道事業の報告セグメントの区分は、次に掲げるものとする。

⑴　磐城工業用水道

⑵　勿来工業用水道

⑶　小名浜工業用水道

⑷　好間工業用水道

⑸　相馬工業用水道

（地域開発事業の報告セグメント区分）

第154条の７　福島県企業局地域開発事業の報告セグメントの区分は、地域開発事業とする。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第17条関係）

工業用水道事業勘定科目表

収益勘定

款	項	目	節	（科目区分の説明）
工業用水道事業収益				
	営業収益			主たる営業活動から生ずる収益
		給水収益		
			水道料金	
			量水器使用料	
		受託給水工事収益		給水装置の新設又は修繕等の工事受託による収益
		その他の営収益業		
			材料売却収益	給水装置の新設又は修繕等に使用する器具及び材料の販売代金
			手数料	証明手数料、材料検査手数料等
			雑収益	上記以外の営業収益
	営業外収益			金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
		受取利息及び配当金		
			預金利息	
			基金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			配当金	
		一般会計負担金		収益的支出を負担することを目的とする一般会計からの繰入金で返済を要しないもの

		一般会計補助金		収益的支出を補助することを目的とする一般会計からの繰入金で返済を要しないもの
		補助金		営業費補助の目的で交付された補助金
		受託事業収益		給水装置の新設又は修繕等の工事受託による収益以外の受託事業収益
		消費税及び地方消費税還付金		
		長期前受金戻入		施行規則第21条第２項及び第３項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
		雑収益		
			有価証券売却収益	有価証券の売却代金
			不用品売却収益	不用品の売却代金
			賃貸料	
			その他雑収益	
	特別収益			当年度の経常的収益から除外すべき利益
		固定資産売却益		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
		過年度損益修正益		前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
		その他特別収益		

費用勘定

款	項	目	節	（科目区分の説明）
工業用水道事業費用				
	営業費用			主たる営業活動から生ずる

				費用
		原水及び浄水費		水源かん養、原水の取り入れ及び原水のろ過滅菌に係る設備の維持及び作業に要する費用
			給料	職員の給料
			手当等	職員の扶養手当、暫定手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、特殊勤務手当等の諸手当
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			賃金	臨時職員及び人夫の賃金
			法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料及び労務災害補償費等
			法定福利費引当金繰入額	法定福利費引当金として計上するための繰入額
			旅費	職員等に支給する旅費
			備消品費	事務用消耗品及び工事用消耗品並びに耐用年数１年未満又は取得価額10万円未満の器具及び備品の取得に要する費用
			燃料費	工事用、自動車用及び採暖用燃料費並びに炊事用薪炭費
			光熱水費	電気料金、ガス料金等
			印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入移転架設料、乗車船券類、運送料等
			委託料	水質試験、浄水方法の試験研究等の委託に要する費用
			手数料	公金取扱、し尿処理、訴訟手数料等

				賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
				修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用
				修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
				特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
				路面復旧費	導水管の修理等による道路の修復費
				動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
				薬品費	原水の沈澱（でん）及び浄水の滅菌に要する薬品費
				材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
				補償金	補償金、賠償金、見舞金等
				負担金	分水負担金、庁舎維持負担金等
				交付金	市町村交付金等
				その他引当金繰入額	その他引当金として計上するための繰入額
				雑費	
			配水及び給水費		配水池、配水管その他浄水の配水に係る設備及び給水装置に附属する量水器その他の設備の維持及び作業に要する費用
				給料	
				手当等	
				賞与引当金繰入額	
				賃金	
				法定福利費	
				法定福利費引当金繰入額	

			旅費	
			備消品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	
			委託料	
			手数料	
			賃借料	
			修繕費	
			修繕引当金繰入額	
			特別修繕引当金繰入額	
			路面復旧費	
			動力費	
			薬品費	
			材料費	
			補償金	
			負担金	
			その他引当金繰入額	
			雑費	
		受託給水工事費		給水装置の新設又は修繕等の受託工事に要する費用
			給料	
			手当等	
			賞与引当金繰入額	
			賃金	

				法定福利費	
				法定福利費引当金繰入額	
				旅費	
				備消品費	
				燃料費	
				光熱水費	
				印刷製本費	
				通信運搬費	
				委託料	
				手数料	
				賃借料	
				修繕費	
				修繕引当金繰入額	
				特別修繕引当金繰入額	
				路面復旧費	
				動力費	
				材料費	
				補償費	
				その他引当金繰入額	
				雑費	
			総係費		事業活動の全般に関連する費用及び検針その他の業務に要する費用
				給料	
				手当等	
				賞与引当金繰入額	

				賃金	
				報酬	臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬
				法定福利費	
				法定福利費引当金繰入額	
				旅費	
				退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たつて不足が生じた場合の当該不足額
				諸謝金	
				報償費	報償金、奨励金等
				備消品費	
				燃料費	
				光熱水費	
				印刷製本費	
				通信運搬費	
				広告料	広告及び宣伝に要する費用
				委託料	
				手数料	
				賃借料	
				修繕費	
				修繕引当金繰入額	
				特別修繕引当金繰入額	
				動力費	
				材料費	
				補償金	
				研修費	職員の研修に要する費用

				交際費	
				会議費	会議のための茶菓、弁当代等
				厚生福利費	医務、衛生、保健、文化、体育慰安等に要する費用
				負担金	
				会費負担金	関係団体の会費負担金
				保険料	事業用財産に対する損害保険料
				交付金	市町村交付金等
				公租公課	事業用財産に対する公課費
				貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
				その他引当金繰入額	
				雑費	
			減価償却費		施行規則第13条、第15条及び第16条の規定による償却額
				有形固定資産減価償却費	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品（耐用年数１年以上で、かつ、取得価額10万円以上のものに限る。）並びにリース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース資産。無形固定資産減価償却費についても同じ。）の償却額
				無形固定資産減価償却費	水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権及びリース資産の償却額
			資産減耗費		
				固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
				たな卸資産減耗費	たな卸資産の損傷、変質又は滅失による除却損

		その他の営業費用		上記以外の営業費用
			材料売却原価	給水装置用の販売器具、材料等の原価
			雑支出	
		たな卸資産評価損		低価法によるたな卸資産の評価によつて生じた損失の額
	営業外費用			金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
		支払利息及び企業債取扱諸費		
			企業債利息	企業債に対する利息
			借入金利息	他会計借入金、一時借入金等に対する利息
			企業債手数料及び取扱費	企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費
		消費税及び地方消費税		
		雑支出		
			不用品売却原価	売却した不用品の原価
			その他雑支出	
	特別損失			当年度の経営的費用から除外すべき損失
		固定資産売却損		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
		減損損失		事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの、減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損の額
		災害による損失		災害による巨額の臨時損失

		過年度損益修正損		前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
		過年度たな卸資産評価損		前事業年度末日における低価法によるたな卸資産の評価によつて生じた損失の額
		その他特別損失		

資産勘定

款	項	目	節	（科目区分の説明）
固定資産				
	有形固定資産			土地、建物、構築物、機械、器具、備品等（耐用年数１年以上で、かつ、取得価額が10万円以上のものに限り、遊休施設、未稼働設備その他の将来営業の用に供する目的で所有する設備を含む。）
		土地		事業用敷地及び公舎敷地、運動場等の経営附属用土地等であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係のあるものを除く。）及び測量費の合計額
			事務所用地	本庁舎用地等専ら事務のために用いる土地
			施設用地	浄水場用地等施設のために用いる土地（施設に附属する事務所の用地を含む。）
			その他土地	
		立木		
		建物		事務所、作業場、倉庫、車庫のほか公舎その他経営附属用建物、建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備、買収建物を使用するため要した模様替、改善等の費用及び建物に直接関係のある整地費を含む。
			事務所用建物	本庁舎、営業所等専ら事務所の用に供されている建物

				施設用建物	取水、貯水、浄水、配水等の作業施設の用に供されている建物
				公舎用建物	
				その他の建物	
			建物減価償却累計額		
				事務所用建物減価償却累計額	
				公舎用建物減価償却累計額	
				施設用建物減価償却累計額	
				その他建物減価償却累計額	
			構築物		貯水池、浄水池、トンネルその他土地に定着する施設又は工作物
				原水及び浄水設備	取水から沈澱（でん）、ろ過を経て浄水に至るまでの作業用設備
				配水及び給水設備	浄水の送配給水設備
				貯水設備	
				その他構築物	
			構築物減価償却累計額		
				原水及び浄水設備減価償却累計額	
				配水及び給水設備減価償却累計額	

				貯水設備減価償却累計額	
				その他構築物減価償却累計額	
			機械及び装置		機械、装置、コンベヤー等の運搬設備及びこれらの附属品
				電気設備	電動機、変圧器等及び所内配電設備（建物に含まれるものを除く。）
				内燃設備	自動発電のための内燃設備
				ポンプ設備	ポンプ及びこれに直結し、分離し難い電動機等の電気設備
				塩素滅菌設備	塩素投入装置等塩素滅菌のための設備
				量水器	直接需要者の用に供している量水用計器
				その他機械装置	
			機械及び装置減価償却累計額		
				電気設備減価償却累計額	
				内燃設備減価償却累計額	
				ポンプ設備減価償却累計額	
				塩素滅菌設備減価償却累計額	
				量水器減価償却累計額	
				その他機械装置減価償	

			却累計額	
		車両運搬具		自動車その他の陸上運搬具
		車両運搬具減価償却累計額		
		船舶		
		船舶減価償却累計額		
		工具、器具及び備品		機械及び装置の附属設備に含まれない器具、電話設備、金庫、タイプライター、机等の備品で耐用年数１年以上であり、かつ、取得価額が10万円以上のもの
		工具、器具及び備品減価償却累計額		
		リース資産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引に係るリース資産
		リース資産減価償却累計額		
		建設仮勘定		有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。）を工事件名別に整理するものとし、その区分の細目については、別に定めて告示する。
		その他有形固定資産		上記以外の有形固定資産
		その他有形固定資産減価償却累計額		
	無形固定資産			有価取得した水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権等
		水利権		河川法（昭和39年法律第167号）第23条に規定する権利
		借地権		土地の上に設定された民法

				（明治29年法律第89号）第601条に規定する権利
		地上権		民法第265条に規定する権利
		特許権		特許法（昭和34年法律第121号）第29条に規定する権利
		施設利用権		電気ガス供給施設利用権（電気事業者又はガス事業者に対して、電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利）等
		電話加入権		
		ソフトウェア		
		リース資産		無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス･リース取引におけるリース資産
	投資その他の資産			
		投資有価証券		金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条に規定する有価証券で投資の目的をもつて所有するもの
			国債	
			地方債	
			株式	
			社債	
			その他有価証券	
		出資金		
		長期貸付金		
			一般貸付金	他会計に対する長期貸付金以外のもの
			他会計貸付金	他会計への長期貸付金
		貸倒引当金		長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き

				当てるもの
		基金		特定預金等の形態で保有するもの
		長期前払消費税		
		その他投資		
		減価償却累計額		投資その他の資産に係る減価償却累計額
流動資産				
	現金・預金			
		現金		現金、当座預金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手、郵便貯金銀行が発行する為替証書（以下「為替証書」という。）及び郵便貯金銀行が発行する振替払出証書（以下「振替払出証書」という。）
		預金		貸借対照表日から起算して１年内に期限が到来する定期預金、普通預金等
	未収金			
		営業未収金		営業活動に係る収益の未収入額
			未収給水収益	水道料金及び量水器使用料の未収入額
			未収受託給水工事収益	受託給水工事代金の未収入額
			その他営業未収金	材料売却代金、手数料等の未収入額
		営業外未収金		
			未収受取利息	預金、貸付金利息等の未収入額
			未収消費税及び地方消費税還付金	
			その他営業	受託事業収益、不用品売却

			外未収金	代金、賃貸料等の未収入額
		その他未収金		
	過年度未収金			
		過年度営業未収金		過年度の営業活動に係る収益の未収入額
			過年度未収給水収益	過年度の水道料金及び量水器に係る未収入額
			過年度未収受託給水工事収益	過年度の受託給水工事代金に係る未収入額
			過年度その他営業未収金	過年度の材料売却代金、手数料等に係る未収入額
		過年度営業外未収金		
	貸倒引当金			未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	有価証券			一時的所有を目的とする有価証券（差入保証金の代用として提供されたもので短期間内に返却されるものを除く。）
		株式		
		社債		
	受取手形			通常の営業活動において発生した手形債権
	貸倒引当金			手形債権の回収不能による損失に備えるため引き当てるもの
	貯蔵品			いまだ使用に供されていない材料並びに耐用年数１年未満又は取得価額が10万円未満の工具、器具及び備品（固定資産の建設又は改良に使用するため取得されたもので建設仮勘定に属するものを除く。）
		材料		金属材料、木材、燃料、薬品等

			（節区分は、たな卸資産区分表に定めるところによる。）	
		貯蔵量水器		貯蔵中の量水器
		消耗工具、器具及び備品		耐用年数１年未満又は取得価額が10万円未満の工具、器具及び備品
		消耗品		文具、用紙等の事務用品等
		その他貯蔵品		廃材、用途廃止の機械器具等上記以外の貯蔵品
	短期貸付金			
		一般短期貸付金		他会計に対する短期貸付金以外のもの
		他会計貸付金		他会計に対する短期貸付金
	貸倒引当金			短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	前払費用			前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して１年内に費用となるもの
	前払金			物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの
		前払消費税及び地方消費税		年度途中において中間納付される消費税及び地方消費税
	その他流動資産			
		保管有価証券		差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間内に返却する見込みのもの
		仮払消費税及び地方消費税		

		特定収入仮払消費税及び地方消費税		
		その他雑流動資産		上記以外の流動資産

負債勘定

款	項	目	節	（科目区分の説明）
固定負債				
	企業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債		建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（１年内に償還期限の到来するものを除く。）
		その他の企業債		建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（１年内に償還期限の到来するものを除く。）
	他会計借入金			
		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（１年内に返済期限の到来するものを除く。）
		その他の長期借入金		建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（１年内に返済期限の到来するものを除く。）
	リース債務			
		長期リース債務		ファイナンス・リース取引におけるリース債務（１年内に支払期限の到来するものを除く。）
	引当金			

		退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額（１年内に使用される見込みのものを除く。）
		特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（１年内に使用される見込みのものを除く。）
		その他引当金		上記以外の引当金（１年内に使用される見込みのものを除く。）
	その他固定負債			上記以外の固定負債
流動負債				
	一時借入金			借入金等で貸借対照表日から起算して１年内に返還又は支払を要するもの
	企業債			
		建設改良費等の財源に充てるための企業債		１年内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
		その他の企業債		１年内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
	他会計借入金			
		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		１年内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
		その他の長期借入金		１年内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
	リース債務			
		短期リース債務		ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち１年内に支払期限の到来す

				るもの
	未払金			特定の契約等により既に確定している短期的債務でまだ支払を終えていないもの（未払費用に属するものを除く。）
		営業未払金		営業活動に係る通常の取引により発生する未払金
		営業外未払金		
			未払消費税及び地方消費税	
		その他未払金		固定資産等購入代金の未払額、償還期限経過後の企業債の未償還額等上記以外の未払金
	過年度未払金			
		過年度営業未払金		過年度の営業未払金
		過年度営業外未払金		
		過年度その他未払金		過年度のその他未払金
	未払費用			未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、既に提供を受けた役務の対価の未払額
	前受金			契約等により既に受け取つた対価のうちいまだその債務の履行を終わらないもの
		営業前受金		前受水道料金、前受受託給水工事代金等主たる営業活動に係る収益の前受額
		営業外前受金		前受利息、前受賃貸料等金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額
		その他前受金		固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額
		前受収益		前受利息、前受賃貸料等一

				定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額
	引当金			
		退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払いに充てるための引当額のうち１年内に使用される見込みのもの
		賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち当年度負担相当額を見積計上する引当金
		法定福利費引当金		期末手当・勤勉手当に伴う法定福利費のための引当金
		修繕引当金		企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかつた場合において、その修繕に備えて計上する引当金
		特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち１年内に使用される見込みのもの
		その他引当金		上記以外の引当金のうち１年内に使用される見込みのもの
	その他流動負債			預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債
	仮受消費税及び地方消費税			
繰延収益				
	長期前受金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰り入れを行つ

				た場合におけるその繰入金の額
	長期前受金収益化累計額			

資本勘定

款	項	目	節	（科目区分の説明）
資本金				
	資本金			
		固有資本金		企業開始の時（地方公営企業法（昭和27年法律第292号適用の時）における引継資本金の額
		繰入資本金		建設又は改良に要する資金に充てるため他会計から出資の目的で繰り入れられた金額で、繰戻しを要しないもの
		組入資本金		剰余金から資本金に組み入れた額
剰余金				
	資本剰余金			
		再評価積立金		地方公営企業施行令（昭和27年施行令第403号）附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行つた場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
		受贈財産評価額		償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額
		寄附金		償却資産以外の固定資産の建設又は改良に要する資金に充てるための寄附金
		工事負担金		償却資産以外の固定資産の建設又は改良工事のための負担金
		国庫補助金		償却資産以外の固定資産の建設又は改良工事に充てるための国庫補助金
		保険差益		固定資産の帳簿価額と当該

				固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取つた保険金との差額
		その他資本剰余金		上記以外の資本剰余金
	利益剰余金			
		減債積立金		企業債の償還に充てるため積み立てた額
		利益積立金		欠損金を埋めるために積み立てた額
		建設改良積立金		建設又は改良のために積み立てた額
		当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）		当年度末における繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額に当年度の純利益（純損失）の金額を加減した額
			繰越利益剰余金年度末残高（繰越欠損金年度末残高）	前年度未処分利益剰余金（前年度未処理欠損金）の額から前年度利益剰余金処分額（前年度欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額
			当年度純利益（当年度純損失）	当年度の損益取引の結果発生した純利益（純損失）

別表第２（第17条関係）
地域開発事業勘定科目表
収益勘定

款	項	目	節	（科目区分の説明）
地域開発事業収益				
	営業収益			主たる営業活動から生ずる収益
		土地売却収益		造成土地の売却収益
			何々団地売却収益	
		受託工事収益		工事の受託に伴う収益
		その他の営業収益		
	営業外収益			金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
		受託事業収益		事業の受託に伴う事業収益
			受託事業収益	
		受取利息及び配当金		
			割賦売却受取利息	割賦売却代金未納分に係る利息
			預金利息	
			基金利息	
			貸付金利息	
			有価証券利息	
			配当金	
		工業団地造成利子補給金		工業団地の利子補給金
			何々団地造成利子補給金	

		消費税及び地方消費税還付金		
		長期前受金戻入		施行規則第21条第２項又は第３項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
		雑収益		
			有価証券売却収益	有価証券の売却代金
			不用品売却収益	不用品の売却代金
			賃貸料	
			その他雑収益	
	特別利益			当年度の経常的収益から除外すべき利益
		固定資産売却益		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
		過年度損益修正益		前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
		その他特別利益		

費用勘定

款	項	目	節	（科目区分の説明）
地域開発事業費用				
	営業費用			主たる営業活動から生ずる費用
		土地売却原価		
			何々団地土地売却原価	
		一般管理費		
			給料	職員の給料

				手当等	職員の扶養手当、暫定手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、特殊勤務手当等の諸手当
				賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
				賃金	臨時職員及び人夫の賃金
				報酬	臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬
				法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料及び労務災害補償費等
				法定福利費引当金繰入額	法定福利費引当金として計上するための繰入額
				旅費	職員等に支給する旅費
				退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払いに当たつて不足が生じた場合の当該不足額
				諸謝金	
				報償費	報償金、奨励金等
				備消品費	事務用消耗品及び工事用消耗品並びに耐用年数１年未満又は取得価額10万円未満の器具及び備品の取得に要する費用
				燃料費	工事用、自動車用及び採暖用燃料費並びに炊事用薪炭費
				光熱水費	電気料金、ガス料金等
				印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
				通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入移転架設料、乗車船券類、運送料等
				広告料	広告及び宣伝に要する費用
				委託料	試験研究等の委託に要する

				費用
			手数料	公金取扱、し尿処理、訴訟手数料等
			賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
			修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用
			修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
			特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
			土地維持管理費	分譲用地の維持及び補修の費用
			補償金	補償金、賠償金、見舞金等
			研修費	職員の研修に要する費用
			交際費	
			会議費	会議のための茶菓、弁当代等
			厚生福利費	職員の厚生福利費
			負担金	工事負担金等
			保険料	事業用財産に対する損害保険料
			公租公課	事業用財産に対する公課費
			貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
			その他引当金繰入額	その他引当金として計上するための繰入額
			雑費	
		減価償却費		施行規則第13条、第15条及び第16条の規定による償却額
			有形固定資産減価償却費	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品（耐用年数１年以上で、かつ、取得価額10万円以上のものに限る。）並びにリース資産（ファイナンス・リース取引におけ

				るリース資産。無形固定資産減価償却費についても同じ。）の償却額
			無形固定資産減価償却費	借地権、地上権及び施設利用権、リース資産等の償却額
		資産減耗費		
			固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
			たな卸資産減耗費	たな卸資産の損傷、変質又は滅失による除却損
		その他の営業費用		上記以外の営業費用
		たな卸資産評価損		低価法によるたな卸資産の評価によつて生じた損失の額
	営業外費用			金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
		受託事業費		
			給料	
			手当等	
			賞与引当金繰入額	
			賃金	
			報酬	
			法定福利費	
			法定福利費引当金繰入額	
			旅費	
			退職給付費	
			報償費	
			備消品費	
			燃料費	
			光熱水費	

			印刷製本費	
			通信運搬費	
			広告料	
			委託料	
			手数料	
			賃借料	
			修繕費	
			修繕引当金繰入額	
			特別修繕引当金繰入額	
			土地維持管理費	
			補償金	
			研修費	
			交際費	
			会議費	
			厚生福利費	
			負担金	
			保険料	
			公租公課	
			貸倒引当金繰入額	
			その他引当金繰入額	
			雑費	
		支払利息		
			何々団地造成費用支払利息	
			長期借入金利息	

			一時借入金利息	
		企業債等取扱諸費		
			旅費	
			報償費	
			備消品費	
			通信運搬費	
			広告料	
			手数料	
			賃借料	
			会議費	
		消費税及び地方消費税		
		雑支出		
			不用品売却原価	売却した不用品の原価
			その他雑支出	
	特別損失			当年度の経常的費用から除外すべき損失
		固定資産売却損		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
		減損損失		事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの、減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損の額
		災害による損失		災害による巨額の臨時損失
		過年度損益修正損		前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
		過年度たな卸資産評価損		前事業年度末日における低価法によるたな卸資産の評価によつて生じた損失の額

		その他特別損失		

資産勘定

款	項	目	節	（科目区分の説明）
分譲資産				団地造成事業に係る資産
	何々団地			
分譲資産仮勘定				分譲資産の造成のため支出した工事費（前払金等を含む。）を事業別に整理するものとし、その区分の細目については、別に定めて告示する。
	何々団地造成事業費			
固定資産				
	有形固定資産			土地、建物、構築物、機械、器具、備品等（耐用年数１年以上で、かつ、取得価額が10万円以上のものに限り、遊休施設、未稼働設備その他の将来営業の用に供する目的で所有する設備を含む。）
		土地		事務所用地、施設用地等
		立木		
		建物		事務所用建物、施設用建物等
		建物減価償却累計額		
		構築物		土地に定着する施設又は工作物
		構築物減価償却累計額		
		機械及び装置		機械、装置、コンベヤー等の運搬設備並びにこれらの附属品
		機械及び装置減価償却累計額		

		車両運搬具		自動車その他の陸上運搬具
		車両運搬具減価償却累計額		
		工具、器具及び備品		機械及び装置の附属設備に含まれない器具、電話設備、金庫、タイプライター、机等の備品で耐用年数１年以上であり、かつ、取得価額が10万円以上のもの
		工具、器具及び備品減価償却累計額		
		リース資産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		リース資産減価償却累計額		
		その他有形固定資産		上記以外の有形固定資産
		その他有形固定資産減価償却累計額		
	無形固定資産			有価取得した借地権、地上権、施設利用権等
		借地権		土地の上に設定された民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する権利
		地上権		民法第265条に規定する権利
		施設利用権		電気ガス供給施設利用権（電気事業者又はガス事業者に対して、電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利）等
		電話加入権		
		ソフトウェア		

		リース資産		無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
	投資その他の資産			
		投資有価証券		金融商品取引法第２条に規定する有価証券で投資の目的をもつて所有するもの
			国債	
			地方債	
			株式	
			社債	
			その他有価証券	
		出資金		
		長期貸付金		
			一般貸付金	他会計に対する長期貸付金以外のもの
			他会計貸付金	他会計への長期貸付金
		貸倒引当金		長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
		基金		特定預金等の形態で保有するもの
		その他投資		
		減価償却累計額		投資その他の資産に係る減価償却累計額
流動資産				
	現金・預金			
		現金		現金、当座預金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手、為替証書及び振替払出証書
		預金		貸借対照表日から起算して１年内に期限が到来する定期預金、普通預金等

未収金			営業活動に係る収益の未収入額
	何々団地未収金		
	営業外未収金		
		未収受取利息	預金、貸付金利息等の未収入額
		未収消費税及び地方消費税還付金	
		その他営業外未収金	受託事業収益、不要品の売却代金、賃貸料等の未収入額
	その他未収金		
過年度未収金			過年度の営業活動に係る収益の未収入額
	過年度何々団地未収金		
割賦未収金			割賦契約に基づく未収入額
	何々団地割賦未収金		
過年度割賦未収金			過年度の割賦契約に基づく未収入額
	過年度何々団地割賦未収金		
貸倒引当金			未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
有価証券			一時的所有を目的とする有価証券（差入保証金の代用として提供されたもので短期間内に返却されるものを除く。）
	株式		
	社債		
受取手形			通常の営業活動において発

			生した手形債権
貸倒引当金			手形債権の回収不能による損失に備えるため引き当てるもの
貯蔵品			いまだ使用に供されていない材料並びに耐用年数１年未満又は取得価額が10万円未満の工具、器具及び備品（固定資産の建設又は改良に使用するため取得されたもので分譲資産仮勘定に属するものを除く。）
	材料	（節区分は、棚卸資産区分表に定めるところによる。）	金属材料、木材、燃料、薬品等
	消耗工具、器具及び備品		耐用年数１年未満又は取得価額10万円未満の工具、器具及び備品
	消耗品		文具、用紙等の事務用品等
	その他貯蔵品		廃材、用途廃止の機械器具等上記以外の貯蔵品
短期貸付金			
	一般短期貸付金		他会計に対する短期貸付金以外のもの
	他会計貸付金		他会計に対する短期貸付金
貸倒引当金			短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
前払費用			前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して１年内に費用となるもの
前払金			物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの
	前払消費税及び地方消費税		年度途中において中間納付される消費税及び地方消費税

	その他流動資産			
		保管有価証券		差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間内に返却する見込みのもの
		仮払消費税及び地方消費税		
		特定収入仮払消費税及び地方消費税		
		その他雑流動資産		上記以外の流動資産
	原価差額勘定			予定計上原価要素が実際支払額を上回つた差額原価

負債勘定

款	項	目	節	（科目区分の説明）
固定負債				
	企業債			地域開発事業資金に充てるために発行した企業債
		建設改良費等の財源に充てるための企業債		建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債（１年内に償還期限の到来するものを除く。）
			何々団地造成事業債	
		その他の企業債		建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（１年内に償還期限の到来するものを除く。）
	他会計借入金			地域開発事業資金に充てるために他会計から繰り入れた繰入金
		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（１年内に返済期限の到来するものを除く。）
			何々団地造	

			成事業借入金	
		その他の長期借入金		建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（１年内に返済期限の到来するものを除く。）
	土地支払金			契約等により既に確定している長期的債務でいまだ支払を終えていないもの
		何々団地土地未払金		
	リース債務			
		長期リース債務		ファイナンス・リース取引におけるリース債務（１年内に支払期限の到来するものを除く。）
	引当金			
		退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額（１年内に使用される見込みのものを除く。）
		特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（１年内に使用される見込みのものを除く。）
		公共施設維持管理引当金		将来発生することが予想される公共施設の維持管理費のための引当額
		その他引当金		上記以外の引当金（１年内に使用される見込みのものを除く。）
	その他固定負債			上記以外の固定負債
流動負債				
	一時借入金			借入金等で貸借対照表日から起算して１年内に返還又は支払を要するもの
		何々団地造成事業一時借入金		

企業債			
	建設改良費等の財源に充てるための企業債		１年内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
		何々団地整備事業債	
	その他の企業債		１年内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
他会計借入金			
	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		１年内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
		何々団地造成事業借入金	
	その他の長期借入金		１年内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
リース債務			
	短期リース債務		ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち１年内に支払期限の到来するもの
未払金			特定の契約等により既に確定している短期的債務でいまだ支払を終えていないもの（未払費用に属するものを除く。）
	何々団地造成事業未払金		営業活動に係る通常の取引により発生する未払金
	営業外未払金		
		未払消費税及び地方消費税	

	その他未払金		固定資産等購入代金の未払額、償還期限経過後の企業債の未償還額等上記以外の未払金
過年度未払金			過年度の営業未払金
	過年度何々団地造成事業未払金		
	過年度営業外未払金		
未払費用			未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、既に提供を受けた役務の対価の未払額
	何々団地造成事業未払費用		
	その他未払費用		
過年度未払費用			
	過年度何々団地造成事業未払費用		
前受金			契約等により既に受け取つた対価のうち、いまだその債務の履行を終えていないもの
	何々団地造成事業前受金		
	営業外前受金		主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額
	その他前受金		上記以外の収入の前受額
前受収益			前受利息、前受賃貸料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額

引当金			
	退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払いに充てるための引当額のうち１年内に使用される見込みのもの
	賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち当年度負担相当額を見積計上する引当金
	法定福利費引当金		期末手当・勤勉手当に伴う法定福利費のための引当金
	修繕引当金		企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかつた場合において、その修繕に備えて計上する引当金
	特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち１年内に使用される見込みのもの
	その他引当金		上記以外の引当金のうち１年内に使用される見込みのもの
その他流動負債			預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債
	何々団地前受収益		
	何々団地造成利子補給金		
	仮受消費税及び地方消費税		
	その他流動負債		
原価見返勘定			
	何々団地原価見返勘定		分譲資産の原価計算に当たつて、その原価となる支出額が確定しないため、見積額を計上した場合の見返額

	原価差額勘定			予定計上原価要素が実際支払額を下回つた差額原価
繰延収益				
	長期前受金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入を行つた場合におけるその繰入金の額
	長期前受金収益化累計額			

資本勘定

款	項	目	節	（科目区分の説明）
資本金				
	資本金			
		繰入資本金		地域開発事業資金に充てるために他会計から出資の目的で繰り入れられた金額で、繰戻しを要しないもの
		組入資本金		剰余金から資本金に組み入れた額
剰余金				
	資本剰余金			
		再評価積立金		地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行つた場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
		受贈財産評価額		償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額
		寄附金		地域開発事業資金に充てるための寄附金

		保険差益		固定資産の帳簿価額と当該固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取つた保険金との差額
		その他資本剰余金		上記以外の資本剰余金
	利益剰余金			
		減債積立金		企業債の償還に充てるために積み立てた額
		利益積立金		欠損金を埋めるために積み立てた額
		建設改良積立金		建設又は改良のため積み立てた額
		当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）		当年度末における繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額に当年度の純利益（純損失）の金額を加減した額
			繰越利益剰余金年度末残高（繰越欠損金年度末残高）	前年度未処分利益剰余金（前年度未処理欠損金）の額から前年度利益剰余金処分額（前年度欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額
			当年度純利益（当年度純損失）	当年度の損益取引の結果発生した純利益（純損失）

別表第４の２の表中「株式会社東邦銀行　平支店」を「株式会社東邦銀行　いわき営業部」に改める。

別表第６備考３中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第１号様式から第５号様式までを次のように改める。

第１号様式（第10条、第20条、第21条、第34条、第146条、第230条関係）

収入伝票

決裁権者		起案者	決　裁　日

起票所属					
起票者名					
会計年度	起票日	納入年月日	収入年月日	金額	
伝票番号					

予算科目		備考
所属		
分類		
款		
項		
目		
節		
細節		
細々節		

借方科目		貸方科目	
所属		所属	
分類		分類	
款		款	
項		項	
目		目	
節		節	
細節		細節	
細々節		細々節	

予算現額	
調定済額	
予算残額	

摘要		納入者	

企業出納員		主任

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第２号様式（第10条、第46条、第49条、第50条、第53条の２、第54条、第55条、第57条、第230条関係）

支出伝票

決裁権者		起案者	決　裁　日

起票所属					
起票者名					
会計年度	起票日	支払日	支払予定日	金額	
伝票番号		支払方法			
		支払区分			

当年予算	予算科目	備考
所属		
分類		
款		
項		
目		
節		
細節		
細々節		

借方科目		貸方科目	
所属		所属	
分類		分類	
款		款	
項		項	
目		目	
節		節	
細節		細節	
細々節		細々節	
予算現額		負担行為額	
予算執行済額		支出命令済額（累計）	
予算残額		支出命令未済額	
摘要		債権者	

企業出納員		主任	小切手番号

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第３号様式（第10条、第20条、第21条、第44条、第45条、第46条、第53条の２、第66条、第70条、第105条、第131条、第132条、第132条の２、第133条、第146条、第171条、第230条関係）

振替伝票

決裁権者		起案者	決　裁　日

起票所属				
起票者名				
会計年度	起票日	計上日	金額	
			税抜金額	
伝票番号			消費税額	
			課税区分	

予算科目		備考
所属		
分類		
款		
項		
目		
節		
細節		
細々節		

借方科目		貸方科目	
所属		所属	
分類		分類	
款		款	
項		項	
目		目	
節		節	
細節		細節	
細々節		細々節	

予算現額	
予算執行済額	
予算残額	
摘要	

企業出納員		主任

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第４号様式（第14条の２、第230条関係）

総　勘　定　元　帳
（　　年　　月）

款項目節細節

日付	伝票番号 伝票区分	所属款項目節細節細々節 相手先科目名	摘要 取引先（債権者）	借方	貸方	残高
				円	円	円

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第５号様式（第20条、第46条、第230条関係）

振替伝票内訳書（集合）

起票所属				
起票者名				
会計年度	起票日	計上日	金額	
			税抜金額	
集合伝票番号			消費税額	

科目別内訳（所属～細々節）							
予算科目			借方勘定科目		貸方勘定科目		
予算区分		金額		内消費税額		予算残高	
課税区分							
予算区分		金額		内消費税額		予算残高	
課税区分							
予算区分		金額		内消費税額		予算残高	
課税区分							

債権者別内訳						
債権者コード	氏名		代表者名			
	住所		預金種別		口座番号	
			銀行名 支店名			
	金額		内消費税額			
債権者コード	氏名		代表者名			
	住所		預金種別		口座番号	
			銀行名 支店名			
	金額		内消費税額			

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第14号様式を次のように改める。

第１４号様式（第14条、第39条、第230条関係）

収納状況整理簿

納入者：

調定番号	予算科目	伝票番号	伝票種別	調定年月日	調定額	摘要	収納年月日	収納額	未収残高
合計									

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第14号様式の次に次の３様式を加える

第１４号様式の２（第14条、第230条関係）

現預金出納簿

勘定科目

日付	伝票区分	伝票番号	所属款項目節細節細々節相手先科目名	摘要	借方	貸方	残高
				前日繰越			円
				日計			
				合計			
				翌日繰越			

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第１４号様式の３（第14条、第230条関係）

経過勘定管理表

勘定科目

命令日 命令伝票番号	資金交付		精算		返納額（円）	残高（円）	摘要
	支払日 支払伝票番号	支払額（円）	精算日 精算伝票番号	精算額（円）			

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第１４号様式の４（第14条、第230条関係）

投資有価証券整理簿

（表）

年月日	伝票番号	銘柄	債券番号	券面価額	取得価額	払出価額	現在高	備考
				円	円	円	円	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

（裏）

年月日	摘要	元金受入	利息受入	計
		円	円	円

第15号様式の次に次の３様式を加える。

第１５号様式の２　（第14条、第230条関係）

支出負担行為未払一覧

勘定科目

科目名称	伝票番号	起票日	支出負担行為変更	債権者名	所属課	摘要	負担行為額	支出済額	未払金額
							円	円	円
						小計			
						年度合計			
						総合計			

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第１５号様式の３（第14条、第230条関係）

小切手償還整理簿

償還請求年月日	請求者住所氏名	償還請求に係る小切手			償還支払			摘要
		発行年月日	番号	金額	年月日	小切手番号	金額	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第１５号様式の４（第14条、第230条関係）

たな卸資産整理簿

年月日	資産名	納入者	受入				払出			返品		残高	
			規格	単価	数量	金額	数量	単価	金額	数量	金額	数量	金額

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第19号様式を次のように改める。

第１９号様式（第14条、第124条、第126条、第133条、第134条、第230条関係）

固定資産台帳

セグメント
款
項
目
節

資産番号
取得年度
取得日付

資産外区分：　　償却方法：　　作成日：　　ページ：

資産名称 所属 設置場所 分類						施工業者 図面番号 路面番号	
所在地 納入者ＣＤ　納入者名						構造 規格 形式	
取得原因		耐用年数		償却率			
数量 帳簿原価		リース区分 償却額計算式区分				備考１ 備考２	
企業債	国庫支出金	一般会計出資金	一般会計負担金				
工事負担金		受贈財産	その他				
償却対象額	償却費	最終帳簿価額	償却限度額				

日付	摘要	帳簿原価				減価償却累計額		帳簿価額	備考
		増減額		残高		減価償却費	累計額		
		数量	価格	数量	価格				

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第20号様式の次に次の１様式を加える。

第２０号様式の２（第14条、第230条関係）

建設仮勘定台帳

科目			
款		所属	
項			
目		施設名	
節			
細節			
細々節			
備考			

年月日	摘要	前年度末台帳価格	本年度異動額		本年度末台帳価格	備考
			増加	減少		
	計					

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第24号様式を次のように改める。

第２４号様式（第14条、第230条関係）

企業債（借入金）台帳

借入番号		会計区分		起債（借入金）名			
セグメント							
金利方式		借入先		借入金額		登録区分	
借入年度		借入年月日		借入方法		証書番号	
許可金額		許可年月日		許可年度		許可番号	
償還方法		償還年数		措置回数		利率		指定元金	円
借換区分		繰上償還区分					
繰上償還日		繰上償還額	円	償還手数料		元金　％	利子　％

借入先（大）	借入先（中）	借入先（小）	事業区分（大）	事業区分（中）	事業区分（小）

備考						
償還期間			措置期間			
年度	償還年月日	未償還元金	元金	利子	元利合計	備考
	計					

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第25号様式及び第25号様式の２を次のように改める。

第２５号様式（第20条、第230条関係）

収入伝票内訳書（集合）

起票所属				
起票者名				
会計年度	起票日	入金日	金額	
			税抜金額	
集合伝票番号			消費税額	

科目別内訳（所属～細々節）							
予算科目			借方勘定科目		貸方勘定科目		
予算区分		金額		内消費税額		予算残高	
課税区分							
予算区分		金額		内消費税額		予算残高	
課税区分							
予算区分		金額		内消費税額		予算残高	
課税区分							

納入者別内訳				
納入者コード	氏名		代表者名	
	住所			
	金額		内消費税額	
納入者コード	氏名		代表者名	
	住所			
	金額		内消費税額	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第２５号様式の２（第10条、第35条、第230条関係）

収入伝票（戻入）

決裁権者		起案者	決　裁　日

起票所属				
起票者名				
会計年度	起票日	入金日	金額	

伝票番号	支出伝票番号	

予算科目		備考
所属		
分類		
款		
項		
目		
節		
細節		
細々節		

借方科目		貸方科目	
所属		所属	
分類		分類	
款		款	
項		項	
目		目	
節		節	
細節		細節	
細々節		細々節	

摘要		納入者	

企業出納員		主任

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第25号様式の３を削り、第26号様式及び第27号様式を次のように改める。

第２６号様式（第46条、第230条関係）

支出伝票内訳書（集合）

起票所属					
起票者名					
会計年度	起票日	支払日	支払予定日	金額	
集合伝票番号					

科目別内訳（所属～細々節）							
予算科目			借方勘定科目		貸方勘定科目		
予算区分		金額		予算残高			
課税区分							
予算区分		金額		予算残高			
課税区分							
予算区分		金額		予算残高			
課税区分							

債権者別内訳						
債権者コード	氏名		代表者名			
	住所		預金種別		口座番号	
			銀行名 支店名			
	金額		内消費税額			
債権者コード	氏名		代表者名			
	住所		預金種別		口座番号	
			銀行名 支店名			
	金額		内消費税額			

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第２６号様式の２（第10条、第69条、第230条関係）

支出伝票（還付）

決裁権者		起案者	決　裁　日

起票所属				
起票者名				
会計年度	起票日	還付年月日	金額	

伝票番号	支出伝票番号	支払方法	
		支払区分	

当年予算　予算科目		備考
所属		
分類		
款		
項		
目		
節		
細節		
細々節		

借方科目		貸方科目	
所属		所属	
分類		分類	
款		款	
項		項	
目		目	
節		節	
細節		細節	
細々節		細々節	
摘要		債権者	

企業出納員		主任

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第２７号様式（第24条、第25条、第26条、第27条、第31条、第33条、第35条、第39条、第40条、第86条、第87条、第88条、第89条、第181条、第199条、第230条関係）

（その１）

納入通知書兼領収証書					会計　所属　年度　調定番号　科目
納入場所	出納取扱金融機関				左記の金額を納入してください。 年　月　日 印
振込先	出納取扱金融機関				
	預金種目		口座番号		
納入先	福島県企業局				
金額	円			納期限	
納付の内容					
納入者	様				左記の金額を領収しました。 年　月　日 福島県企業局 出納取扱金融機関
（出納員・収納店→納入者）					収入済印

（その２）

納入通知書（副）					会計　所属　年度　調定番号　科目
納入場所	出納取扱金融機関				
振込先	出納取扱金融機関				
	預金種目		口座番号		
納入先	福島県企業局				
金額	円			納期限	
納付の内容					
納入者	様				

年　月　日
福島県企業出納員

福島県企業局
出納取扱金融機関

収入済印	

（出納員・収納店→総括店（県庁支店））

（その３）

領収済通知書

会計	所属	年度	調定番号	科目

納入場所	出納取扱金融機関			
振込先	出納取扱金融機関			
	預金種目		口座番号	
納入先	福島県企業局			
金額	円			納期限
納付の内容				
納入者	様			

（出納員・収納店→総括店（県庁支店）→出納員）

左記の金額を領収したので通知します。

年　月　日
福島県企業出納員

福島県企業局
出納取扱金融機関

収入済印	

第34号様式を次のように改める。

第３４号様式（第66条、第230条関係）

前渡資金（概算払）精算書

決裁権者		起案者	決　裁　日

起票所属			
起票者名			
会計年度	起票日	精算額	
		税抜金額	
伝票番号	支出伝票番号	消費税額	
		課税区分	

予算科目		備考
所属		
分類		
款		
項		
目		
節		
細節		
細々節		

年　　月　　日に受領した前渡資金について、証拠書類を添えて、精算します。

年　　月　　日

福島県公営企業管理者　様

繰越額		
支出済額		
戻入額		

摘要		精算者	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第47号様式中「棚卸実地報告書」を「たな卸実地報告書」に、「実地棚卸高」を「実地たな卸高」に改める。

第59号様式及び第59号様式の２を次のように改める。

第５９号様式（第162条、第230条関係）

予算流用伺書

決裁権者		起案者	決　裁　日

起票所属			
起票者名			
会計年度	起票日	金額	
伝票番号			
（元）予算科目			
所属		所属	
分類		分類	
款		款	
項		項	
目		目	
節		節	
細節		細節	
細々節		細々節	
摘要			

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第５９号様式の２（第163条、第230条関係）

予備費充当伺書

決裁権者		起案者	決　裁　日

起票所属			
起票者名			
会計年度	起票日	金額	
伝票番号			
（元）予算科目			
所属		所属	
分類		分類	
款		款	
項		項	
目		目	
節		節	
細節		細節	
細々節		細々節	
摘要			

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

第65号様式及び第66号様式中「第144条」を「第128条の２」に改める。

附　則

１　この規程は公布の日から施行し、改正後の福島県企業局財務規程の規定は、平成26年度の事業年度から適用する。ただし、第185条、別表第４及び別表第６の改正規定は、平成26年４月１日から施行する。

２　この規程の施行の際現に作成されている改正前の福島県企業局財務規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（経営企画課）

福島県企業局告示第１号

福島県工業用水道事業に係る建設仮勘定の科目の細目を定めた件（平成７年福島県企業局告示第２号）を次のように改正し、平成26年度の事業年度から適用する。

平成26年３月28日

福島県知事　佐　藤　雄　平

表中「公舎用建物／施設用建物」を「施設用建物／公舎用建物」に、「工具、器具及び備品」を「工具、器具及び備品／リース資産」に、「投資／投資有価証券」を「ソフトウェア／リース資産」に、「退職給与金／報償費／被服費」を「退職給付費／諸謝金／報償費」に、「修繕費」を「修繕費／動力費／材料費」に、「食糧費」を「会議費」に、「負担金」を「負担金／会費負担金」に、「保険料」を「保険料／交付金」に改める。

（経営企画課）

福島県企業局告示第２号

福島県地域開発事業に係る分譲資産仮勘定の科目の細目を定めた件（昭和50年福島県企業局告示第２号）を次のように改正し、平成26年度の事業年度から適用する。

平成26年３月28日

福島県知事　佐　藤　雄　平

表中「退職給与金／報償費／被服費」を「退職給付費／諸謝金／報償費」に、「賃借料／測量調査費」を「賃借料」に、「食糧費」を「会議費」に、「公租公課／負担金補助金、及び交付金」を「公租公課」

補助金
交付金　に改める。
」

（経営企画課）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
再生紙を使用しています。　【定価　１箇月 3,390円】
発行者　福　島　県
印刷所　株式会社 第 一 印 刷